

2022年9月13日

団体代表者各位
(団体事務ご担当者各位)

明治安田生命保険相互会社
明治安田損害保険株式会社

新型コロナウイルス感染者に関する「みなし入院」の取扱い変更について

拝啓 日頃は格別のご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

既に報道にもあるとおり、政府から、①9月26日以降、全国一斉に全数把握を見直し、②9月7日以降、感染者（有症状者）の療養期間を10日間から7日間に短縮、の2点が公表されました。

この政府公表を受け、当社では、新型コロナウイルス感染者に関する「みなし入院」の取扱いを下記のとおり変更することといたしましたので、お知らせいたします。

敬 具

記

1. お支払いする対象者の変更

全数把握の見直しに伴い、9月26日以降、新たに新型コロナウイルス感染症と医師から診断され、医師や保健所の判断により宿泊療養、自宅療養をされた場合の入院給付金・保険金等の取扱い（「みなし入院」による取扱い）について、以下のとおり変更いたします。

(1) お支払いする対象者

- ・「みなし入院」のお支払い対象者は「重症化リスクが高い方」のみとなります。
- ・「重症化リスクが高い方」とは、具体的には以下の4類型に該当する方となります。

- | |
|---|
| ・ 65歳以上の方 |
| ・ 入院を要する方 |
| ・ 重症化リスクがあり、新型コロナウイルス治療薬（※）の投与または新たに酸素投与が必要と、医師が判断する方 |
| ・ 妊婦の方 |

(※) 新型コロナウイルス治療薬 (2022年9月9日現在)

名称	商品名
カシリビマブ・イムデビマブ	ロナプリーブ
ステロイド薬（デキサメタゾンなど）	デカドロンなど
ソトロビマブ	ゼビュディ
トシリズマブ	アクテムラ
ニルマトレルビル・リトナビル	パキロビッドパック
バリシチニブ	オルミエント
モルヌピラビル	ラゲブリオ
レムデシビル	ベクルリー

(2) 請求手続きに係る必要書類

新型コロナウイルス感染症と診断されたことの証明と重症化リスクが高い方であることの証明をもって、「みなし入院」による入院給付金・保険金等をお支払いいたします。具体的な必要書類は以下のとおりです。

- ・「My HER-SYS」をご利用される場合

「My HER-SYS療養証明（画面）」

- ・「My HER-SYS」をご利用されない場合（①と②）

①新型コロナウイルス感染症の診断年月日がわかるもの

②重症化リスクが高い方であることがわかるもの

入院を要する方	医療機関で発行された「領収書」など
重症化リスクがあり、新型コロナウイルス治療薬の投与または新たに酸素投与が必要と、医師が判断する方	医療機関で発行される「診療明細書」など
妊婦の方	母子手帳など

(※) 65歳以上の方は、②の書類は不要です

2. お支払対象日数の変更

療養期間の短縮については、9月7日から実施されています。ただし、当社の「みなし入院」の入院給付金・保険金等の支払対象日数は、上記1. お支払いする対象者の変更とあわせ、9月26日以降に変更いたします。

	新型コロナウイルス感染症の 診断年月日が9/25以前	新型コロナウイルス感染症の 診断年月日が9/26以降
4類型に非該当	10日分(※)	<u>X</u> <u>(みなし入院に非該当)</u>
4類型に該当 (重症化リスク高)	10日分(※)	<u>7日分(※)</u>

(※) 保険商品によっては、免責期間等により日数を控除することがあります。

3. 現在のお手続き状況について

新型コロナウイルス感染症の拡大により、現在、保険金・給付金等のご請求が大幅に増加しております。

ご請求に対応する要員を増やすなど迅速なお支払いに努めておりますが、保険金・給付金等のお手続きに通常よりお時間をいただく状況となっております。

大変ご不便をお掛けし誠に申し訳ございませんが、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

お問い合わせ先

明治安田生命保険相互会社 南九州公法人営業推進部

担当 菊川・今田

(TEL) 096-325-7754